


ご旅行条件書

この「ご旅行条件書」は、旅行業法等に基づき、当社がお客様に交付する取引条件説明書面および契約書面の一部になります。お申し込みに関してはパンフレット、企画書面及び本「ご旅行条件書」を充分にご確認の上、当企画旅行の内容につきご理解いただきますようお願い申し上げます。

企画・実施：株式会社エス・ティー・ワールド

観光庁長官登録旅行業第1022号

一般社団法人日本旅行業協会（JATA）正会員

IATA公認代理店／旅行業公正取引協議会会員 

一般財団法人日本情報経済社会推進協会プライバシーマーク付与認定

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-11-3 16階 WeWork Dタワー西新宿



 「地球にやさしい旅人宣言」—自然や文化遺産を大切に—



1045008606

第15条 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前の解除

① お客様の解除権

ア お客様はいつでも以下の表に定める取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、表中の「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社または旅行業法で規定された「受託営業所」のそれぞれの営業日、営業時間内に解除する旨、お申し出いただいた時を基準とします。

イ 国内旅行の場合（本号ウに掲げるコースを除く）

旅行契約の解除期日	取消料（お一人様あたり）
貸切船舶を利用する場合	当該船舶にかかる取消料の規定によります。
貸切船舶を利用するコースを除き、 以下に該当しない受注型企画旅行契約の解除の場合	企画書面に明示した企画料金額相当
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行の場合は10日目）にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行出発当日の旅行開始前まで	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

ウ 航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券（いわゆるベックス航空券やLCC航空券等）をいいます。を利用する国内旅行であって、契約書面に「当該航空券が利用されること」「航空会社の名称」「航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料等」の条件および金額を明示したコース

旅行契約の解除期日	取消料（お一人様あたり）
旅行契約締結後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目（日帰り旅行の場合は11日目）にあたる日まで	企画書面に明示した企画料金額と、旅行契約解除時点における航空券取消料等相当額とのいずれかのうち高額のもの（募集型企画旅行の場合は旅行契約解除時点における航空券取消料等相当額）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行の場合は10日目）にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%と、旅行契約解除時点における航空券取消料等相当額とのいずれかのうち高額のもの
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の30%と、旅行契約解除時点における航空券取消料等相当額とのいずれかのうち高額のもの
旅行開始日の前日	旅行代金の40%と、旅行契約解除時点における航空券取消料等相当額とのいずれかのうち高額のもの
旅行出発当日の旅行開始前まで	旅行代金の50%と、旅行契約解除時点における航空券取消料等相当額とのいずれかのうち高額のもの
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

エ 海外旅行の場合、本邦出国時または帰国時に航空機を利用するコース、ならびに本邦外を出发地および到着地とするコース（本号オ、カに掲げるコースを除く）

旅行契約の解除期日	取消料（お一人様あたり）
日本発着時に船舶を利用する場合	当該船舶にかかる取消料の規定によります。
日本発着時に船舶を利用するコースを除き、 以下に該当しない受注型企画旅行契約の解除の場合	企画書面に明示した企画料金額相当
旅行開始日がピーク時の募集型企画旅行であり、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降30日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行出発当日の旅行開始前まで	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

オ 航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券（いわゆるベックス航空券やLCC航空券等）をいいます。を利用する海外旅行であって、契約書面に「当該航空券が利用されること」「航空会社の名称」「航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料等」の条件および金額を明示したコース

旅行契約の解除期日	取消料（お一人様あたり）
旅行契約締結後、旅行開始日がピーク時の企画旅行の場合には、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって41日目にあたる日まで、旅行開始日がピーク時以外の企画旅行の場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目にあたる日まで	企画書面に明示した企画料金額と、旅行契約解除時点における航空券取消料等相当額とのいずれかのうち高額のもの（募集型企画旅行の場合は旅行契約解除時点における航空券取消料等相当額）
旅行開始日がピーク時の企画旅行であり、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%と、旅行契約解除時点における航空券取消料等相当額とのいずれかのうち高額のもの
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降30日目にあたる日まで	旅行代金の20%と、旅行契約解除時点における航空券取消料等相当額とのいずれかのうち高額のもの
旅行出発当日の旅行開始前まで	旅行代金の50%と、旅行契約解除時点における航空券取消料等相当額とのいずれかのうち高額のもの
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

カ 海外旅行の場合、貸切航空機を利用するコース

旅行契約の解除期日	取消料（お一人様あたり）
以下に該当しない受注型企画旅行契約の解除の場合	企画書面に明示した企画料金額相当
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降21日目にあたる日まで	旅行代金の50%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降4日目にあたる日まで	旅行代金の80%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日以降出発当日まで（無連絡不参加を含みます）	旅行代金の100%

キ 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含むコース

旅行契約の解除期日	取消料（お一人様あたり）
以下に該当しない受注型企画旅行契約の解除の場合	企画書面に明示した企画料金額相当
日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料收受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合で、クルーズ中の泊数当該コース日程中の泊泊数（航空機内泊を除く。）の50%以上のもの	当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率
日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料收受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合で、クルーズ中の泊数が当該コース日程中の泊泊数（航空機内泊を除く。）の50%未満のもの	当該期間に対応するクルーズの取消料收受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率
旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

注「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、および7月20日から8月31日をいいます。
注「旅行開始」とは、別紙特別補償規程の部第2条第3項に規定する「サービスの手配を受けることを開始した時」をいいます。

注本条(1)ウ、オの場合において、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等がなくなったときは、航空券取消料等は当該取り扱い、航空会社によりそれが減額されたときは、減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時点の航空券取消料等相当額として取り扱います。また、受注型企画旅行契約の締結の際には、取消料等の条件を企画書面に明示し、その行使のときに証拠書類を添付いたします。

ク お客様は次に掲げる場合において、取消料なしで旅行契約を解除できます。

- 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22条の表左欄に掲げるものその他重要なものであるときに限ります。
- 第13条(1)に基づき、旅行代金が増額されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれがあるとき。
- 当社がお客様に対し、最終旅行日程表を契約書面（取引条件説明書面の記載事項の交付をもって契約書面の記載事項の交付があったものと取り扱う場合）には、当該取引条件説明書面の記載事項、以下において「同じ」に記載する日まで交付しなかったとき。
- 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程どりの実施が不可能になったとき。

ケ 当社は、本条(1)①ア、により旅行契約が解除された場合は、既に収受している旅行代金（申込金を含みます。）から所定の取消料・違約料を差し引いた残額を払い戻します。取消料・違約料の額が収受している額よりも大きいときは、その差額をお支払いいただきます。また、本条(1)①ク、により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金の全額を払い戻します。

② 当社の解除権

ア お客様が第5条に規定する期日までに旅行代金をお支払いいただけないときは、当社は旅行契約を解除することができます。その場合は本条(1)①各表に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ 当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明し出発前に旅行契約を解除することができます。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - スキーを目的とする旅行における降雪量不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、またはそのおそれ極めて大きいとき。
 - 該当コースのお客様の数が、契約書面に記載した最少催行人員に達しないとき。この場合旅行開始予定日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行においては13日目（日帰り旅行においては3日目）にあたる日より前に、海外旅行においては23日目（旅行開始予定日が「ピーク時」にあたる場合は33日目）にあたる日より前に、それぞれ旅行中止の通知を致します。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の当社と関係し得ない事由により、当初の旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- ウ 当社は本条(1)②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。ただし本条(1)②イ、e、f、g、により旅行契約を解除した時は、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後の解除

① お客様の解除権

お客様の都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しを致しません。

② 当社の解除権

ア 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

- お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- お客様が添乗員や現地係員の指示に従わぬ等、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

イ 本条(2)②ア、a、c、により当社が旅行契約を解除した時は、お客様の求めに応じて出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配をいたします。その場合当該旅行サービスに要する一切の費用はお客様にお負担いただきます。

③ 解除の効果及び払い戻し

ア 当社は本条(2)②により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅いたします。すなわち当社は、お客様が既に提供を受けた旅行サービス部分を履行したものと致します。

イ 当社は旅行代金のうちお客様がすでにその提供を受けていない旅行サービスにかかる金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いたものを払い戻します。

第16条 旅行代金の払い戻しの時期

(1) 当社は第13条(2)～(4)により旅行代金を減額した場、もしくは第15条によりお客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

(2) 本条(1)は、第18条(当社の責任)及び第20条(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

第17条 旅程管理

(1) 旅程管理

当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、次に掲げる業務を行います。ただし当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合はこの限りではありません。

① お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないうおそれがあると認められるときは、企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

② 前項の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(2) 当社の指示

お客様は企画旅行参加者として、旅行開始から旅行終了までの間、旅行を安全かつ円滑に実施させていただくための当社の指示に従っていただきます。

(3) 企画旅行日程中の無手配日

当社は企画旅行日程中において、航空機、ホテル等の旅行サービスの手配を全く行わない「無手配日」を設けることがあります。「無手配日」に該当する期間は当社約款に基づく特別補償の対象外となるため、当該期間に生じた事故によってお客様が被った損害に対し補償金・見舞金を支払いません。

(4) 添乗員

① 旅行出発から旅行終了までの間、添乗員の同行の有無は、ウェブサイト、パンフレット等に明示いたします。

② 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。

③ 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

④ 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

第18条 当社の責任

(1) 当社は企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前項の損害を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

(3) 手荷物について生じた本条(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり15万円を限度（故意又は重大過失がある場合を除く。）といたします。

第19条 特別補償

(1) 当社は、前条(1)の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が企画旅行参加中（ただし無手配日の期間を除く）に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金・後遺障害補償金・入院見舞金及び通院見舞金、また手荷物の消失に対する損害につきましては損害補償金を支払います。

(2) お客様が企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、自殺行為、無免許運転、売買差違法違反行為、脳疾患等の疾病の発作、企画旅行日程に含まれないサイカイドライブ、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー）、マクローフト機、ウトララフト機等）搭乗、ジェットプランジ搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本条(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

(3) 当社が本条(1)に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその全額において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたります。

第20条 お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令違反、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の企画旅行契約の約款規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様ご自身の権利義務その他の企画旅行契約の内容を理解するよう努めなければなりません。

(3) 旅行開始後において、万が一契約内容と異なる旅行サービスが提供されたとき認められた場合は、現地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出てください。その場で申し出がなく、後日申し出いただいたも対処できない場合がございます。

第21条 オプションツアー又は情報提供

(1) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する募集型企画旅行（以下「当社企画のオプションツアー」といいます）につき、第19条（特別補償）の適用については、当社は主たる企画旅行契約の一部として取り扱います。当社企画のオプションツアーは、パンフレット、企画書等に「企画書」に明示いたします。

(2) オプションツアーの企画者が当社以外の旨パンフレット、企画書等に明示した場合には、当社は当該オプションツアー（以下「他社企画のオプションツアー」といいます）に参加中のお客様に発生した特別補償（第19条）で規定する損害に対しても、同条の規定に基づき損害補償金をお支払いいたしますが、他社企画のオプションツアー一催行にかかる企画者の責任及びお客様の責任は、すべて他社企画のオプションツアーを催行する者の定めによります。

第22条 旅程保証

- 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、第6条で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を変更した額以上の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いいたします。ただし当該変更において当社に第18条(1)の規定に基づく責任が発生することが明らか場合は変更補償金を支払いません。
- 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送機関等の座席、宿泊機関等の部屋その他の設備が不足したことになる変更の場合はこの限りではありません。
 - 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令。
 - 運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止(欠航、不通、休業などの場合)。
 - 当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、スケジュール変更などの場合)。
 - お客様の生命又は身体への安全確保のための必要措置。
- 前項および前々項の規定にかかわらず、次の各号の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 - 契約書面(パンフレット、企画書面等)記載の旅行サービスを受ける順番が変更になった場合であっても、旅行中に当該旅行サービスを受けた場合。
 - 第15条の規定に基づき旅行契約が解除されたとき、当該解除された部分についての変更の場合。
 - ひとつの企画旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額が、お一人様あたり1,000円未満である時。
- 本条(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの企画旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6条で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じた額を上限といたします。
- 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償に代え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償することがあります。

① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	変更補償金の額＝1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日の当日以降に お客様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地の空港又は旅行終了地の空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 募集型企画旅行における上記①～⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%
※1 確定書面が交付された場合には、「契約書面」を「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用いたします。この場合において、契約書面(パンフレット、企画書面等)に記載内容と確定書面(最終旅行日程表等)に記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じた時は、それぞれの変更につき1件として取り扱います。		
※2 ②、③、④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。		
※3 ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用されません。		
※4 ⑦の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。		
※5 ④、⑦、⑧に掲げる変更が、1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。		
※6 ⑨に掲げる変更については、①～⑧までの率を適用せず、⑨によります。		

第23条 通信契約

当社は、当社が発行もしくは提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員とのあいだで、所定の伝票への署名もしくは暗証番号等の入力等することなくして旅行代金等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件に、電話、郵便その他の通信手段によるご旅行のお申し込みを受け付ける場合があります。(受託旅行者等により当該取扱ができない場合や資料可能な提携会社がある場合があります。)所定の伝票に会員の署名もしくは暗証番号等の入力等することなくして決済する契約は通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。通信契約が通常契約と異なる点を以下にご案内します。

- 当社は提携会社のカード会員とのあいだで、所定の伝票への署名もしくは暗証番号等の入力等することなくして以下の代金の支払いを受けます。

当社が受ける支払い代金の種類	カード利用日
お支払い対象旅行代金(第6条)	契約締結の承諾通知を発送した時【第2条(5)】
取消料・違約料(第15条)	契約解除のお申し出があった日(既に代金のお支払い後である場合は、解除のお申し出があった日の翌日から起算して7日以内に払い戻します)
- 与信等の理由により、クレジットカードでの決済ができない場合、当社らは通信契約を解除し、第15条の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをお済ませることなくして以下の場合はあります。

第24条 個人情報の取り扱い

- 御旅行参加申込書に記載いただいたお客様の個人情報について、当社は以下の取り扱いを行います。
- 利用目的
当社は、ご記載頂いたお客様の個人情報を旅行契約および旅行手続き、旅行に関するお客様への連絡、ご旅行中の緊急連絡および資料送付のために預かりいたします。また、お客様サービス向上のために統計情報の取得に利用させていただきます。
 - 第三者への提供
当社は、旅行の手続きのために航空会社・ホテル等にお客様の個人情報を提供させていただきます。
 - 開示及び訂正・削除
当社は、お預かりしている個人情報をお客様ご本人のお申し出によりその内容を開示させていただきます。また、内容の訂正および削除のお申し出があった場合は、速やかにこれに応じます。なお、開示・訂正・削除についてのお申し出は、当社担当本支店もしくは個人情報管理事務局までお申し出下さい。
 - 当社の個人情報保護方針および取り扱いについては当社ホームページ <http://stworld.jp/policy/> をご覧ください。

第25条 その他

- お客様の都合等当社の関与しない事由による旅行契約の解除・変更等により、返金が生じた場合、旅行代金等の返金にかかる金銭機関等への事務手数料はお客様のご負担とさせていただきます。
- お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- 当社はお客様の便宜を図るために土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。また、輸入禁制品(動物、偽ブランド品、コピー商品、フゾンン条約で規制されている動物産品を原料とした製品等)は日本には持ち込みができません。お買い物の際は御注意ください。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 子供代金や子供割引代金が設定されている場合の子供(割引)代金は、旅行開始日を基準として、国内旅行においては満3歳以上満12歳未満、海外旅行においては満2歳以上満12歳未満の方に適用いたします。
- 国内旅行における幼児代金は、旅行開始日を基準として1人の大人に同伴された満3歳未満の方1人につき無料となります。(2人目からは子供代金が必要です。)海外旅行における幼児代金は満2歳未満の方に適用となります。どちらの場合も航空座席及び客室におけるベッドを専用利用しない方に適用となります。(専用利用の場合は子供代金が適用となります。)
- 当社が企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、パンフレット、企画書面等に記載された発地から、着地に帰着するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等に記載した海外での発地から着地に帰着するまでとなります。これらを除く範囲外(範囲外A)の移動部分は、別途手配旅行契約とさせていただきます。例えば東京発着の企画旅行に関西から参加する場合、当社は関西～東京間の航空機の手配を承ることがありますが、この部分は当該企画旅行の範囲外となります。
- 当社の企画旅行にご参加いただくことにより、利用航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、当該サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身にて行っていただきます。また、利用航空会社の変更により当該サービスが受けられなくなった場合は、航空会社未定のコースで確定書面により航空会社がマイレージ対象外の航空会社になった場合、および予約クラスがマイレージ加算対象にならない場合は、当社のその責任を負いません。
- お客様が予約手続きされた後、帰国申請のたび、帰国後のEチケットの再発行やホテル予約確認書の再発行は有料(お1人様1件につき2,160円)となります。ご出発前にお届けする書類を、帰国後も紛失ならぬようご注意ください。

この「ご旅行条件書」に定めのない事項は当社旅行業約款によります。当社旅行業約款は以下の5タイプがございます。
「募集型企画旅行契約の部」および別紙「特別補償規程」、
「登録型企画旅行契約の部」および別紙「特別補償規程」、
「手配旅行契約の部」、「渡航手続代行契約の部」、「旅行相談契約の部」
当社旅行業約款をご希望の方は、当社ホームページ <http://stworld.jp/covenant/> をご覧ください。

必ずお読みください

(1) 航空機、その他の交通機関について

- 日本出発便、日本帰国便は乗り継ぎ便又は経由便になる場合がございます。(直行便確約コースを除く)また、現地移動のための航空便の発着時刻は必ずしも最適な時間帯をお選びいただけません。その場合はその前後の自由時間に影響が生じる場合がございます。いずれの場合も旅行代金の変更はございません。
- パンフレット、企画書面等に特段の記載がない限り、当社の企画旅行は原則としてエコノミークラス席のご利用となります。従ってお客様の希望(窓側・通路側のご希望、隣り合わせのご希望など)は、事前におうかがいすることはできませんので予め御了承下さい。航空会社によっては、空港の集合場所にて航空券をお渡しした後、あらかじめ個人チェックインカウンターにてチェックインして頂く場合がございます。また現在日本発着のほぼ全ての国際線航空便は全席禁煙となっております。
- 利用航空会社により、他航空会社との共同運航(コードシェア)便をご利用いただく場合がございます。この場合は1つの機材に複数の便名がつくことになり、日程表上の利用予定航空会社とは異なる会社の機材・乗務員で運航される場合がございます。集合時の空港内の表示にお気を付けください。お乗り遅れのないようお願いします。
- 現地での観光、および空港～ホテル間等の送迎では、当社の他のコース、もしくは他社のコースのお客様と一緒にさせていただきます。送迎にはバスの他セダン又は小型ワゴン車を利用することもございます。

(2) 追加代金にてエコノミークラス以外の座席(ビジネスクラス、ファーストクラス、プレミアムクラスなど)をご利用される場合について

- パンフレット、企画書面等に特段の記載がない限り、当該上位クラスをご利用いただける区間は、原則として国際線の場合往路の日本国内の最終出発地と現地における最初の到着地の間、復路の現地における最終出発地と日本国内の最初の到着地の間になります。それ以外の区間(例えば日本国内移動区間、現地内移動区間)はエコノミークラスになる場合がございます。その場合も上位クラス追加代金に変更はございません。
- お座席のご希望はお申し込み時に承りますが、ご希望に添えなかったり、機材変更等により確保されていたお座席が急遽変更される場合があります。
- 普通航空運賃の他に、制限つき特別航空運賃(例えば配偶者割引など)の設定がある場合、それぞれの航空運賃に適用される規則に従い、追加で書類等をご用意いただくことがあります。
- 当該座席のご利用のコースに参加され、万一日本発着のいずれかが当社の管理し得ない事由でCまたはYクラスに等級が下がった場合は払い戻し算定は、国際航空運送約款および当該航空運賃適用規則に従い算出します。

(3) ホテルとお部屋について

- コースに特段の定めがない限り、原則として相部屋(他のお申し込みのお客様との同室ルーム)はお受けできません。
- お一人様1部屋をご希望の場合は追加代金にて手配を承ります。この場合シングルルームのご利用になる場合があるため、複数定員のお部屋より手狭になる場合がございます。また混雑時やホテルの事情により、お一人様部屋の手配が承れない場合がございます。
- ホテルによっては、異なるタイプの部屋を同一等級としているため、同じコースのお客様に同一タイプのお部屋をご用意できない場合があります。
- グループやご家族参加で2部屋以上をご利用いただいた場合、ホテル側の事情により、お隣または近くの部屋をご用意できない場合があります。
- ハネムーン・ご夫妻またはカップルでのご参加の場合ダブルベッドになることがあります。ただし、ホテルによっては同性2名様または3名様でもダブルベッド(ダブルベッド+エキストラベッド)になることがあります。
- 3名様1部屋をご利用の場合、ツインベッドもしくはダブルベッドに簡易ベッドを入れてご利用いただくため手狭な場合があります。また都市やホテルによっては簡易ベッドをご用意できない場合があり、シングルベッド2台もしくはダブルベッド1台を3名様でご利用いただく場合があります。
- 「海の見える部屋」「海側の部屋」とパンフレット等に表示されているコースについてはホテルの立地状況、お部屋の向き、ご利用階数によって海の見える範囲に差があります。なお、パンフレット等の表示における「オーシャンフロント」とは、海辺に位置し、正面に海を眺めることができるお部屋。「オーシャンビュー」とは、対象物たる海が客室の窓際(ベランダは含まない)から視界のかなりの部分を占め、その景観を特色付けているお部屋。「部屋指定なし」とは、部屋のタイプ、眺めなどが指定できない部屋のことをいいます。

旅の情報とご注意のいただきたいこと

- 主にヨーロッパスタイルのホテルでは、部屋ごとの調度品や部屋自体の広さが異なったり、ミニバー、冷蔵庫、テレビなどが備えつけられないなど設備面で機能性に欠ける場合があります。
- 当社の企画旅行にご参加いただく場合であっても、現地の宿泊機関にチェックインすると、電話代やお部屋のミニバー代の保証などで、国際クレジットカードの提示や現金預託を求められる場合がございます。これは旅行代金を決済するものでもございませんので、チェックアウト時のご精算をご確認の上、後ほどクレジットカードのご利用明細をご確認されることをお勧めいたします。
- 一部地域、ホテルではシャワーのみの部屋となる場合があります。

(4) お食事について

- パンフレット等に表示された食事の回数には、機内食は含まれません。なお、機内食の提供時間は各航空便によって異なり、昼・夕食のいずれかがはつきりしない場合もあるため日程表示欄には表示されないことがあります。
- 旅行日程にて表示された食事(機内食を除く)において、お客様が個人的に注文された飲物や追加料金はお客様の個人払いとなります。
- 旅行日程上早朝のご出発が必要の場合、当日の朝食をおとしいただけない場合がございます。またミールボックス式の朝食に変更される場合がございます。いずれの場合も旅行代金の変更はございません。
- ホテルのメンドー・ブレイク・朝食・流しレストランでは男性は上着・ネクタイの着用が必要となる場合があります。または通常の場合同じように、ジーンズ、ショートパンツ、スニーカー、サンダルなどでは、店を断られる場合があります。
- 一部レストランの利用やディナーショー等の入場は、年齢制限がある場合があります。

(5) 添乗員または現地係員について

- 第17条(4)の添乗員もしくは現地係員は日本人とは限りません。一部の特定コースでは、ホテルスタッフや現地係員による、英語での案内になる場合もございます。
- 一部の空港では現地係員の入場できる場所、区域が制限されているところがあり、その場合はチェックイン手続き、出入国手続、通関手続き等すべてお客様ご自身で行っていただくことになります。
- 途中、乗り継ぎ空港では現地係員のご案内はございません。お客様ご自身で乗り継ぎ手続きをしていただきます。なお、出入国手続および帰国上のトラブルに関する契約上の責任は原則として当社は負いません。

(6) 市内観光・オプションツアー等について

- 前問する観光施設の休館日等で観光箇所または訪問日に変更になる場合がございます。また、施設の臨時休館等当社の関与しない事由により、自由時間等に影響が生じる場合もございます。
- 同社の他のコース、もしくは他社のお客様と一緒に実施することがあります。
- バンコク、デリー、香港などでは交通渋滞により、移動や観光の予定時刻が大幅に変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ツアーが満員となり、ご希望の日にご参加いただけない場合がございます。また、最少催行人員に満たないツアーは中止することがございますので、予めご了承ください。

(7) 追加手配について

- お客様のご希望により、パンフレット、企画書面等記載以外の各種追加手配をお受けすることがございますが、この場合の旅行契約はお客様と当社との間の「手配旅行契約」となります。お客様が運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供を受けられるように当社が手配いたします。また手配の内容及びご希望通りに手配できない場合もございます。
- お客様が添乗員の業務時間(第17条(4))外にあるお部屋の依頼をした場合の実費、お客様の疾病、怪我等の発生に伴う諸経費(交通費、通信費等)、お客様の不注意によるお荷物・貴重品の紛失、お忘れ物の回収等に伴う諸経費及び別行動のために要した実費に関してはお客様ご負担とさせていただきます。

より安心してご旅行いただくためにも、ご旅行中の病気や事故・盗難などに備えて、Travel+GUARD! 又は旅行傷害保険にご加入されることを強くお勧めいたします。